

# 阿智村・清内路村合併協議会分科会設置要領

(設置)

第1条 阿智村・清内路村合併協議会専門部会設置要領（以下「要領」という。）第8条第1項の規定により、阿智村・清内路村合併協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、要領第4条第1号に規定する部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、阿智村・清内路村合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 別表に掲げる分科会を設け、2村の担当者をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長1名
- (2) 副分科会長1名
- 2 分科会長、副分科会長は事務局長が指名する。

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 分科会長は、分科会の議長となる。
- 3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する村の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月16日から施行する。

別表（第3条関係）

部会	分科会
総務部会	総務分科会
	消防分科会
	財政分科会
	企画分科会
	税務分科会
	会計分科会
	議会監査分科会
	教育分科会
電算分科会	
社会部会	住民分科会
	生活環境分科会
	国保年金分科会
	保育分科会
	福祉分科会
産業建設部会	農林分科会
	建設分科会
	上下水道分科会
	商工観光分科会